

児童虐待はどのように裁かれているのか？

——刑事被告事件のジェンダー分析から見えること——

佛教大学 大貫挙学

1 目的

日本においては、児童虐待の統計を取り始めた1990年度以降、児童相談所での虐待相談対応件数は毎年増加しており、近年は事件報道も過熱している。そして、このような状況を背景に、児童虐待事案の刑事裁判においては厳罰化傾向が認められる。しかし児童虐待については、被害者たる子どもの立場から問題を考えることも必要であるが、同時に、その原因を保護者個人に帰するのではなく、社会の問題点を明らかにすることも不可欠である。

本報告の目的は、社会のジェンダー構造や家族を取り巻く状況に着目して、刑事司法における児童虐待の「扱われ方」を考察することにある。

2 方法

現在、報告者らは、児童虐待にかかわる刑事被告事件について、判決の収集、確定記録の閲覧等を行っているが、本報告ではそれらが検討対象となる。

児童虐待の社会的背景としては、家族を「愛情」の場とみなすイデオロギー、育児責任の女性／母親への集中、格差や貧困による育児環境の悪化などが指摘されてきた。また、リスクアセスメント偏重の日本のシステムに関しては、ひとり親家族や貧困の家庭への偏見にもとづいていること、「理想の親像」の押し付けにつながるなどが批判されている（上野2017）。これらの点をふまえつつ、児童虐待事案の刑事訴訟について、リアリティ構築という観点から事例分析を試みる。

3 結果

刑事訴訟におけるリアリティは、被告人、弁護人、検察官、証人などの間で相互主観的、相互達成的に構築され、裁判所によって一元化されるが、そこには、ジェンダー規範等、種々の社会通念が介在する（cf. 大貫・藤田2012）。本報告での検討事例でも、「子ども」は親に養育され、守られねばならないという規範、望ましい「母親」像、「不倫」や「子どもを置いて遊びに行くこと」などの「逸脱的行為」への非難、被告人の生育歴・生活状況等に対する評価が、事件を理解する際の解釈資源となっている。

また近年、児童虐待の社会問題化を受けて、刑事裁判においても社会状況への言及がなされることがある。しかし、それらは多くの場合、被告人の刑事責任を認定するにあたって、巧妙に隠蔽されるか、被告人を非難する根拠として読み替えられるのである。

4 結論

以上を通して、刑事訴訟における児童虐待の「扱われ方」が明らかになるだろう。そして、厳罰化への批判的視座も示されることになる。

文献

大貫挙学・藤田智子、2012、「刑事司法過程における家族規範——DV被害女性による夫殺害事件の言説分析」『家族社会学研究』24(1): 72-83.

上野加代子、2017、「児童虐待防止対策の課題——子どもが一時保護になった親の経験から」『社会保障研究』2(2・3): 263-78.